

43. 鋼船規則 K 編及び同検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (材料の製造及び検査関連)

1. はじめに

2002年2月20日付規則第3号並びに達第2号及び第6号(日本籍船舶用)及び2002年2月20日付Rule No.7号並びにNotice No.8及びNo.12(外国籍船舶用)により、材料の製造及び検査に関する規定が改正された。以下、その概要について解説する。

2. 改正の背景

船体用圧延鋼材の製品の質を一定の高いレベルで維持することは、船体構造の潜在的な欠陥を排除する意味で非常に重要なことであり、これを達成するためには、製造者の責任において、承認された製造方法の遵守及び製品の適切な管理を行うことが欠かせない。そこでIACSでは、船体構造用鋼材に対する統一規則(以下、URという。)W11中に、材料の製造に係わる管理を製造者が責任を持って行うという概念を第3回一部改正(IACS UR W11/rev.3)で導入した。

このURの改正を受け、鋼船規則K編1章に製造者による材料の製造に係る管理と検査員によるその確認に関する要件を新たに設けた。また本URの取入れと同時に、K編1章の構成を「一般」、「製造とその承認」、「製造管理」、「試験及び検査」及び「合格材の表示と試験証明書」という形で整理し、一部表現を簡素化することによりわかり易い規定となるよう見直した。また、この見直しに伴い、鋼船規則K編他章及び船用材料・機器等の承認及び認定要領の引用番号を改めた。

さらに、同URの改正において、熱処理の定義が追加されたことを受けて、鋼船規則検査要領K編3章を改正した。

3. 改正の内容

3.1 鋼船規則 K 編

- (1) 1章の構成を表1のとおり全面的に見直した。
- (2) UR W11/rev.3に倣って、1章に下記新規要件を追加した。
 - (a) 1.2.2-2.として、熱処理にTMCPを適用する場合における当該熱処理工程の実効性の確認に関する規

表1

新規則	旧規則
1.1 一般	1.1 一般
1.1.1 適用	1.1.1 適用
1.2 材料の製造とその承認	1.1.2 製造方法
1.2.1 材料の製造	1.1.3 化学成分
1.2.2 製造方法の承認	1.1.4 試験及び検査
1.3 材料の製造管理	1.1.5 試験及び検査の施行
1.3.1 製造管理の実施	1.1.6 材料の識別
1.3.2 管理状況の確認	1.1.7 試験証明書
1.4 材料に対する試験及び検査	1.1.8 品質及び欠陥の補修
1.4.1 試験及び検査の実施	1.1.9 再試験
1.4.2 試験及び検査の規格	1.1.10 合格材の表示
1.4.3 品質及び補修	
1.4.4 再試験	
1.5 合格材の表示と試験証明書	
1.5.1 表示	
1.5.2 試験証明書	

定を追加した。

- (b) 1.3.1-1.として、製造管理について製造者が遵守すべき事項を規定した。
- (c) 1.3.2-1.として、1.3.1-1.で規定する製造管理に問題が生じた場合又は必要と認めた場合における本会検査員による管理状況の確認に関する規定を追加した。
- (d) 1.3.2-2.として、-1.の確認により不具合が生じた場合に採るべき是正措置に関する規定を追加した。
- (3) 1章の改正に伴い、他章中の引用条文番号を改めた。

3.2 鋼船規則検査要領 K 編

- (1) K1の構成を、規則に倣って改めた。
- (2) K3.1.4「熱処理」に、UR W11/rev.3に倣って、「圧延のまま」、「焼ならし」及び「焼入れ焼戻し」の定義を追加した。

3.3 船用材料・機器等の承認及び認定要領

鋼船規則1章の改正に伴い、引用条文番号を改めた。